## 文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例

平成30年6月4日 文京区条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、旅館業に係る計画(以下「計画」という。)及び適正な管理運営に関 し必要な事項を定めることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

- 第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるものを除くほか、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。
  - 一 営業者 区の区域内(以下「区内」という。)において、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。
  - 二 営業予定者 区内において、旅館業を営もうとする者をいう。
  - 三 旅館業の施設 営業者又は営業予定者が旅館業を営み、又は営もうとする施設をい う。
  - 四 営業時間 旅館業を営む施設において、現に人を宿泊させている時間又は宿泊しようとする者との面接若しくは当該者の確認を行う時間をいう。
  - 五 施設の整備 法第3条第1項の許可を受けるに当たり、当該許可に係る旅館業の施設について行う工事をいう。
  - 六 建築主 旅館業の施設について行う工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
  - 七 近隣住民 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 旅館業の施設と同一の建物若しくは同一の敷地内に存する建物に居住し、又は当 該建物において事業を営む者
    - イ 旅館業の施設の敷地境界線からおおむね半径 100m (当該施設において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を営もうとする場合にあっては、当該施設の敷地境界線から半径200m)以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者

# (営業者の責務)

第3条 営業者は、旅館業を営むに当たり、旅館業に起因する騒音の発生その他の事象に

よる生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応しなければならない。

### (住戸と兼用する場合の構造)

第 4 条 旅館業の施設が存する建築物に住戸が存するときは、当該施設が当該住戸と明確 に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住 戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造としなければならない。ただし、区長が特 別の事情があると認めたときは、この限りでない。

# (施設の名称等の表示)

- 第 5 条 営業者は、旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、当該施設の名称を 表示しなければならない。
- 2 営業者は、営業時間外は、旅館業の施設の入口その他公衆の見やすい場所に、緊急時の 連絡先を表示しなければならない。

#### (施設への常駐)

- 第6条 旅館・ホテル営業を営む者は、営業時間内は、玄関帳場若しくはフロントを有する施設又は宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第4条の3に規定する基準に適合するものを有する施設に従業員を常駐させなければならない。
- 2 簡易宿所営業を営む者は、営業時間内は、当該簡易宿所営業の施設に従業員を常駐させなければならない。

#### (計画の届出)

第7条 営業予定者は、省令第1条第1項の申請書の提出(当該提出前に施設の整備を行う場合にあっては、当該整備)に先立って、規則で定めるところにより、計画を区長に届け出なければならない。

### (標識の設置)

第 8 条 営業予定者は、前条の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに近隣住民に周知するための標識を設置し、その旨を区長に届け出なければな

らない。

2 区長は、営業予定者が前項の標識を設置しないときは、当該標識を設置するよう指導することができる。

# (説明会の開催)

- 第9条 営業予定者及び建築主(以下「営業予定者等」という。)は、営業予定者が第七条 の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、計画に ついての説明会を開催しなければならない。
- 2 営業予定者等は、前項の説明会を開催しようとするときは、規則で定めるところにより、 近隣住民に周知しなければならない。
- 3 営業予定者等は、規則で定めるところにより、第 1 項の説明会の経過の概要を区長に 報告しなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、営業予定者等が第一項の説明会を開催した日から第 13 条の規定による届出を行うまでの間に、当該説明会において説明した事項に重大な変更があった場合について準用する。
- 5 区長は、営業予定者等が第1項の説明会又は前項において準用する第1項の規定による説明会を開催しないときは、これらを開催するよう指導することができる。

### (事前協議の指導)

- 第10条 区長は、近隣住民から、前条第一項の説明会又は同条第四項において準用する同 条第一項の規定による説明会を開催した日以後規則で定める期間内に、計画について次 に掲げる意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めたときは、営業予定 者等に対し、当該近隣住民との協議を行うよう指導することができる。
  - 一 良好な生活環境の確保の観点から考慮すべき意見
  - 二 旅館業の施設の構造設備に対する意見
- 2 営業予定者等は、規則で定めるところにより、前項の規定による指導に係る協議の結果 を区長に報告しなければならない。

### (あっせん)

第11条 区長は、前条第1項の協議が整わない場合において、営業予定者等と近隣住民の 双方から調整の申出があったときは、あっせんを行う。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、営業予定者等又は近隣住民の一方から調整の申出が あった場合において、相当の理由があると認めたときは、あっせんを行うことができる。

(あっせんの打切り)

第12条 区長は、前条のあっせんを行った場合において、当事者間に合意が成立する見込 みがないと認めたときは、あっせんを打ち切ることができる。

(整備完了の届出)

第13条 営業予定者は、施設の整備を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

(計画廃止の届出)

第14条 営業予定者は、計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに区 長に届け出なければならない。

(施設の整備の停止)

- 第 15 条 営業予定者等は、第七条の規定による届出を行った日から第 10 条第 1 項の期間 が終了するまでの間は、施設の整備を行わないものとする。
- 2 営業予定者等は、第 10 条第 1 項の規定による指導を受けた場合において、当該指導に 係る協議が整わないとき又は第 11 条のあっせんが行われているときは、施設の整備を行 わないもとのとする。

(勧告)

第 16 条 区長は、営業予定者等が第七条から第九条までの手続を経ないで施設の整備を行ったとき、正当な理由がなく第十条第一項の協議若しくは第 11 条のあっせんに応じないとき又は前条に規定する施設の整備の停止期間内に施設の整備を行ったときは、当該営業予定者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第17条 区長は、営業予定者等が前条の規定による勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

# (適用除外)

第18条 区長は、省令第1条第1項の申請書の内容が名義変更等であって、施設の整備を 行わない場合は、第八条及び第九条の規定を適用しないことができる。

# (委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 付 則

# (施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

# (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第3条第1項の許可を受けている者の当該許可に係る旅 館業の施設については、第4条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱(59 文保保発第百 65号)第5条第1項の規定による届出を行った営業予定者については、第7条の規定は 適用しない。